

第 86 号

令和 5 年度山梨県一般会計補正予算（第 6 号）

令和 5 年度山梨県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,057,677 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 556,050,565 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更及び追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の変更及び追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		141,471,694	1,391,664	142,863,358
	1 地方交付税	141,471,694	1,391,664	142,863,358
9 国庫支出金		85,720,639	208,331	85,928,970
	1 国庫負担金	22,312,193	192,676	22,504,869
	2 国庫補助金	62,631,818	15,655	62,647,473
11 寄附金		308,252	8,645	316,897
	1 寄附金	308,252	8,645	316,897
14 諸収入		93,901,918	1,037	93,902,955
	4 受託事業収入	1,740,513	1,037	1,741,550
15 県債		50,734,000	448,000	51,182,000

	1 県 債	50,734,000	448,000	51,182,000
歳 入 合 計		553,992,888	2,057,677	556,050,565

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,049,537	6,036	1,055,573
	1 議 会 費	1,049,537	6,036	1,055,573
2 総 務 費		36,365,054	680,492	37,045,546
	1 総 務 管 理 費	17,595,395	89,847	17,685,242
	2 企 画 費	11,001,060	568,729	11,569,789
	3 徴 税 費	3,700,089	11,283	3,711,372
	4 市 町 村 振 興 費	1,896,149	2,848	1,898,997
	6 防 災 費	1,151,116	3,529	1,154,645
	7 統 計 調 査 費	291,898	2,000	293,898
	8 人 事 委 員 会 費	137,694	1,060	138,754
	9 監 査 委 員 費	159,182	1,196	160,378

3 民 生 費		73,993,186	58,426	74,051,612
	1 社 会 福 祉 費	55,010,141	22,849	55,032,990
	2 児 童 福 祉 費	17,731,533	35,577	17,767,110
4 衛 生 費		28,156,022	32,352	28,188,374
	1 公 衆 衛 生 費	15,134,318	7,071	15,141,389
	2 環 境 衛 生 費	2,357,786	11,036	2,368,822
	3 保 健 所 費	1,052,541	8,870	1,061,411
	4 医 薬 費	9,611,377	5,375	9,616,752
5 労 働 費		2,682,454	7,590	2,690,044
	1 労 政 費	899,690	824	900,514
	2 職 業 訓 練 費	1,539,040	6,145	1,545,185
	4 労 働 委 員 会 費	77,757	621	78,378
6 農 林 水 産 業 費		26,866,249	79,455	26,945,704

	1 農業水產業費	5,772,534	39,365	5,811,899
	2 畜產業費	1,416,601	5,819	1,422,420
	3 農地費	9,224,864	8,623	9,233,487
	4 林業費	10,452,250	25,648	10,477,898
7 商工費		80,858,274	17,519	80,875,793
	1 商工費	79,609,837	13,023	79,622,860
	2 觀光費	1,248,437	4,496	1,252,933
8 土木費		81,052,995	58,691	81,111,686
	1 土木管理費	2,875,973	58,691	2,934,664
9 警察費		22,080,252	231,142	22,311,394
	1 警察管理費	19,589,499	231,142	19,820,641
10 教育費		87,741,365	885,974	88,627,339
	1 教育總務費	12,470,765	30,446	12,501,211

	2 小 学 校 費	25,521,108	381,544	25,902,652
	3 中 学 校 費	14,366,506	203,832	14,570,338
	4 高 等 学 校 費	15,172,452	159,404	15,331,856
	5 特 別 支 援 学 校 費	8,137,041	100,517	8,237,558
	6 社 会 教 育 費	3,823,767	8,468	3,832,235
	7 保 健 体 育 費	914,850	1,763	916,613
歳 出 合 計		553,992,888	2,057,677	556,050,565

第2表 繰越明許費補正

(単位 千円)

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費			給 与 管 理 費	35,441
	2 企 画 費	快適環境創造推進費	706,692	快適環境創造推進費	1,205,403
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費			老人福祉施設整備費	425,704
				戦没者慰霊費	11,365
6 農 林 水 産 業 費	3 農 地 費	県営土地改良事業費	795,900	県営土地改良事業費	1,061,550
		障害防止対策耕地事業費	6,000	障害防止対策耕地事業費	35,280
		農村地域防災減災事業費	147,000	農村地域防災減災事業費	157,500
	4 林 業 費	林道改良費	197,951	林道改良費	223,926
		森林居住環境整備事業費	6,583	森林居住環境整備事業費	163,864
				小規模治山事業費	14,144
7 商 工 費	1 商 工 費			商工企画費	6,000

8 土 木 費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕費	1,858,700	道路維持修繕費	2,795,200
		国道橋りょう改築費	537,000	国道橋りょう改築費	3,130,500
		県道橋りょう改築費	5,224,050	県道橋りょう改築費	5,605,650
		緊急道路整備費	3,522,206	緊急道路整備費	4,420,906
		国道橋りょう修繕費	1,121,300	国道橋りょう修繕費	1,439,860
		県単独道路橋りょう整備費	379,700	県単独道路橋りょう整備費	1,089,870
		交通対策道路事業費	39,600	交通対策道路事業費	98,100
	3 河川砂防費	県単独河川改良費	1,875,492	県単独河川改良費	1,890,492
		急傾斜地崩壊対策事業費	652,745	急傾斜地崩壊対策事業費	706,745
		砂防事業費	1,027,800	砂防事業費	1,036,900
		県単独急傾斜地崩壊対策事業費	135,300	県単独急傾斜地崩壊対策事業費	145,800
	4 都市計画費	街路整備費	1,751,600	街路整備費	2,495,800
				緊急街路整備費	6,650

		県单独街路整備費	209,150	県单独街路整備費	303,150
11 災害復旧費	2 土木施設災害復旧費	令和5年災害復旧費	234,000	令和5年災害復旧費	324,000

第3表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
<p>横浜地方裁判所相模原支部令和5年(ワ)第86号損害賠償請求事件の判決を不服として提起される控訴事件について訴訟代理委任契約を締結すること。</p>			<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び1,000千円(経済的利益が確保できない場合は500千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>
<p>農業改良資金貸付金の返還請求について訴訟代理委任契約を締結すること。</p>			<p>令和5年度から訴訟代理委任契約に係る訴訟が終了した日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>訴訟代理委任に伴う実費(旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費及び裁判所において準備書面等を謄写するための費用)及び500千円(経済的利益が確保できない場合は250千円)に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>

<p>県有地賃料改定の交渉等の委任について変更契約を締結すること。</p>			<p>令和5年度から委任契約に係る交渉について合意が成立した日又は全て合意成立の見込みがなくなった日から3月後の日の属する年度まで</p>	<p>不動産鑑定評価事務経費、交渉代理委任に伴う実費（旅行する場合に附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例に準じて支払う費用弁償、書類郵便料等通信費）及び経済的利益が確保された場合、事件に係る経済的利益の額を基準として、旧日本弁護士連合会報酬等基準に規定する計算方法に基づき算定した報酬の額の合計額から交渉代理委任契約締結後に実際に支払った着手金を除いた額に同額の消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内</p>
<p>美術館、文学館及び芸術の森公園の管理について協定を締結すること。</p>			<p>令和6年度から令和9年度まで</p>	<p>2,002,439 千円</p>
<p>一般国道411号道路改良工事（甲府市）について請負契約を締結すること。</p>			<p>令和6年度</p>	<p>100,000千円</p>
<p>一般国道139号上和田2号トンネル（仮称）新設工事（大月市）について変更契約を締結すること。</p>			<p>令和6年度</p>	<p>420,000 千円</p>

一般国道 411 号道路改良工事（甲州市）について変更契約を締結すること。			令和 6 年度	100,000 千円
一般国道413号道志 1 号トンネル（仮称）新設工事（南都留郡道志村）について変更契約を締結すること。			令和 6 年度	400,000 千円
主要地方道甲府中央右左口線道路改良工事（甲府市）について用地取得及び物件移転補償契約を締結すること。			令和 6 年度	100,000 千円
一般国道 140 号濁川・平等川橋（仮称）床版工事（甲府市）について請負契約を締結すること。	令和 6 年度	350,000千円	令和 6 年度から 令和 7 年度まで	350,000 千円
一般国道 137 号谷抜トンネル照明設備改修工事（南都留郡富士河口湖町）について請負契約を締結すること。			令和 6 年度	35,000 千円
新教育情報ネットワークシステム機器等の賃借について契約を締結すること。			令和 5 年度から 令和11年度まで	1,884,302 千円
新教育情報ネットワークシステムの調達支援等について委託契約を締結すること。			令和 5 年度から 令和 6 年度まで	11,000 千円
県立学校教員用一人一台端末等の賃借について契約を締結すること。			令和 5 年度から 令和11年度まで	801,930 千円

第4表 地方債補正

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
脱炭素化推進事業費	657,000	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。	1,105,000	普通貸借又は債券発行	5.0 % 以 内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
計	50,734,000				51,182,000			